

インフルエンザの出席停止期間の算定の考え方について

インフルエンザの出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで



最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて、解熱した日によって出席停止期間が延長され、登校が可能となる日が延期されます。

<発症した後とは>

発症した翌日から起算します。発症した日は含みません。なお、発症した日とは、医師の診断日にかかわらず、発熱が始まった日を基準とします。受診時に医師に症状や経過を伝え、発症した日をいつにするかを相談・確認してください。

<解熱した後とは>

解熱した翌日から起算します。解熱した日は含みません。なお、解熱とは平熱に戻ることを言います。体調のよい時に平熱を確認しておきましょう。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間の基準に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えてください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

最低基準

	発症(発熱)した日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後				
							6日目	7日目	8日目		
例1) 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目	出席停止			登校可能	
例2) 発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	出席停止			登校可能	
例3) 発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止			登校可能	
例4) 発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止			登校可能
例5) 発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止		登校可能

* 発症後6日目以降に解熱した場合、解熱した日によって順次、出席停止期間が延長され、登校が可能となる日が延期されていきます。